

大阪第一検審第 41 号

平成 31 年 3 月 29 日

審査申立人 上脇 博之
審査申立代理人弁護士 阪口 徳雄 様

大阪第一検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者氏名不詳者外 9 名に対する公用文書毀棄被疑事件の不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は、平成 31 年 3 月 15 日に議決しましたので、その要旨を別添のとおり送付します。

なお、申立人及び他の代理人に議決の要旨の通知はしておりませんので申し添えます。

（添付書類）

議決の要旨 1 部

平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号

申立書記載罪名 公用文書毀棄

検察官裁定罪名 公用文書毀棄

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 14 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 15 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 16 号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 17 号

以上、検察官裁定罪名 公用文書毀棄

議決年月日 平成 31 年 3 月 15 日

議決書作成年月日 平成 31 年 3 月 28 日

議決の要旨

審査申立人

上脇 博之

審査申立代理人

阪口徳雄、徳井義幸、高須賀彦人、

菅野園子、小林徹也、愛須勝也、

岩佐賢次、前川拓郎

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 14 号）

氏名不詳者

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

佐川宣壽

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 15 号）

小西昭夫

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

中 村 稔

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

田 村 嘉 啓

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 16 号）

和 田 直 之

被疑者（平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 17 号）

河 野 茂 樹

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

前 西 勇 人

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

三 好 泰 介

被疑者（平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号）

池 田 靖

不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検察官検事 伊 吹 栄 治

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 葛 井 重 直

上記被疑者らに対する公用文書毀棄被疑事件（大阪地検平成 30 年
檢第 8518 号ないし 8527 号）につき、平成 30 年 5 月 31 日上
記検察官がした各不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申
立人の平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第 11 号（大
阪地検平成 30 年檢第 8519 号、8521 号、8522 号、852
5 号ないし 8527 号）の申立て及び当検察審査会が職権で立件した
平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第 14 号ないし 17
号（大阪地検平成 30 年檢第 8518 号、8520 号、8523 号、
8524 号）を併合して審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

- 1 被疑者佐川宣壽、同中村稔及び同田村嘉啓に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である。
- 2 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之、同河野茂樹、同前西勇人、同三好泰介及び同池田靖に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者らは、共謀の上、平成29年2月下旬以降、順次、当時近畿財務局ないし財務省理財局で保管していた217件の一連の交渉記録である応接記録等を毀棄・隠匿し、もって公務所の用に供する文書を毀棄した。

2 檢察審査会の判断

当検察審査会が、本件各不起訴処分について判断した理由は、次のとおりである。

(1) 公務所の用に供する文書に該当するか

本件応接記録の「事案終了」がいつの時点かについて検討するにあたり、財務省内に、その定義や解釈を定めた規定は存在せず、幅広い解釈が可能であることから、本件についてはどうなのか、以下のとおり検討した。

被疑者らの供述によると、担当者が将来的に職務行為を遂行する上で、必要となるかどうかを考慮して応接記録を保管しているものと推測される。

本件のように、国有地貸付から売却に至るまでの国と森友学園とのやり取りから考えると、本件応接記録を担当者が将来的に職務行為を遂行するため、事後に確認する可能性は十分考えられることから、本件土地の売買契約終了の時点をもって事案終了とはいえず、

公務所の用に供する文書に該当すると考える。

また、被疑者らが「事案終了にあたる」と考えていたとしても、公務員が文書を保管する作用として、情報公開請求に対応するなど、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを国民に知らしめる目的で行う作用もあることからしても、国会審議等において本件応接記録の存否が問題となった時点で手元に残っている以上は、公務所の用に供する文書に該当すると考える。

よって、この点について、検察官に再考を求める。

(2) 行為

本件応接記録24通が廃棄されていることは明らかである。

(3) 各被疑者の判断

前記(1)及び(2)を基に各被疑者について、以下検討する。

ア 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しており、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

イ 被疑者中村稔

本件において、財務省理財局全体の取りまとめや対外的な窓口を果たす総務課のトップとして、被疑者佐川に最も近い立場にあり、財務省理財局内及び近畿財務局に伝達する役目を担っていた等、中核的役割を果たしており、責任は重大である。

ウ 被疑者田村嘉啓

本件において、被疑者佐川及び被疑者中村の元で、近畿財務局に指示を行うとともに作業を進めている等、深い関与が認められ、

責任は重大である。

よって、前記アないしウの各被疑者については、その関与の程度及び責任から、いずれも検察官の不起訴処分は納得できない。

エ 被疑者前西勇人、同三好泰介及び同池田靖

本件において、財務省理財局の指示において配下職員とともに一定の作業を行っていたが、上からの命令に逆らえなかつたのではないかと感じられることから、その責任は問えない。

オ 被疑者氏名不詳者、同小西昭夫、同和田直之及び同河野茂樹
検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

よって、職権審査事件については、本件不起訴記録、申立審査事件については、本件不起訴記録並びに審査申立書及び審査申立人が提出した資料等を精査し、慎重に審査した結果、上記趣旨のとおり議決する。

大阪第一検察審査会

